

獣害をめぐる対策と研究の展望

Perspectives of Countermeasures and Research toward Agricultural Damage by Wildlife

九鬼康彰

Yasuaki KUKI

１．はじめに イノシシやサル、シカといった野生動物による農作物被害（獣害）は全国的に拡大しており、各地で様々な対策が行われている。本稿では被害の状況や現在取り組まれている主な対策を概観し、今後必要と考えられる研究や実践上の課題について展望する。

２．獣害の推移と対策

2.1 被害の全国的な推移 農林水産省によると、1990 年以降の野生獣による農作物被害面積の推移は Fig.1 のとおりである。2008 年の総耕地面積の 14.5% が野生獣による被害を受けていることになる。動物別ではシカが多くを占め、サルやイノシシによる被害面積は長期的には減少傾向にある。とは言え、同じ期間に総耕地面積は 11.7% 減少している。荒廃地や休耕地が増加した分、被害に遭う危険性のある農地の場所が変わっただけで、食料自給のための農地面積の確保という観点からは気を抜けない状況であるのは変わらない。また近年は 4 年周期で増減を繰り返しているが、これにはシカの影響が大きいことがうかがえる。

被害量の推移は、1998 年の約 55 万 t をピークに減少傾向にあったが、2005 年（約 32 万 t）から 3 年連続で増加している。ここでも動物別ではシカが大半を占め、例えば 2008 年のサルとイノシシの割合はそれぞれ 1.5%、7.2% に過ぎない。ただ、これを被害金額でみると様相は少々変わる（Fig.2）。

すなわち動物別でみたシカの割合はイノシシとほぼ同じであり、また金額の推移は大きな増減がなく、高止まりの傾向を見せている。以上の結果から、獣害対策の対象動物としてはシカとイノシシ、そして狩猟対象動物ではないサルがこれからも中心になるとみられ、特に生息域が拡大し頭数も急増していると言われるシカの対策が急務と考えられる。

2.2 対策の現状 上述の状況に対し、国は 2007 年 12 月に鳥獣被害防止特措法を制定し、概ね 3 年を期間とする被害防止計画を策定した市町村に対して、鳥獣捕獲許可の権限委譲や

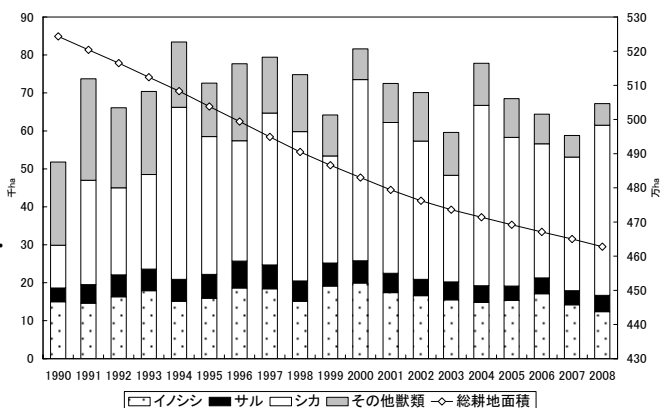


Fig.1 被害面積と総耕地面積の推移

Change in acreage of damage and cultivated farmland

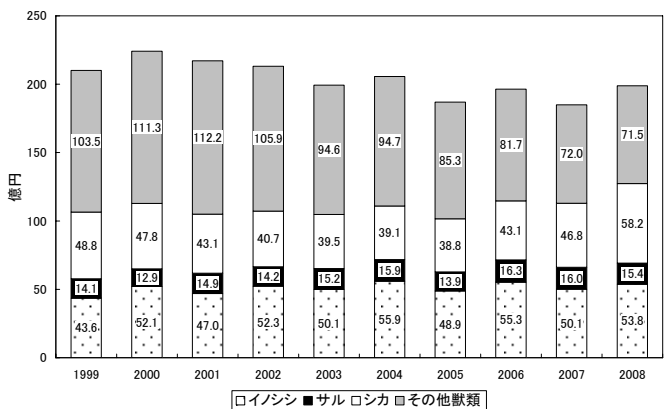


Fig.2 被害金額の推移

Change in amount of damage from 1999 to 2008

財政支援等の措置が図られるようにした．被害防止計画を作成した市町村の数は，2009 年 9 月時点で実に 987（全体の 55.6%）に上り，多くの市町村が獣害に悩まされていることがうかがえる．しかし，計画の根拠となる被害や加害動物の生息数などのデータを全域で経年的に把握している市町村は少ないこと，また多くの市町村が計画に掲げた対策を実施するための担い手の高齢化・減少化に直面しているだけでなく，合併による管轄エリアの拡大に十分な対応ができていないことから，計画がどこまで達成できるか各市町村の力量が問われる．

ところで獣害対策の基本は， 個体数管理（動物の個体数や生息密度，分布域または群れの構造などを適切に管理すること）， 生息地管理（野生動物の生息地を適切に整備すること，あるいは野生鳥獣の生息地と農地との間に緩衝地帯を設けることによって農地や集落への出没を減少させて被害を減らすこと）， 被害防除（柵や耕作放棄地の解消，追払い等の被害防止技術を用いて被害の軽減を図ること）を適切に組み合わせつつ，地域ぐるみで面的に行うことが望ましいとされている．しかし動物の生態や効果が不明な部分もあり，ワイルドライフ・マネジメントに則った個体数管理を実施している事例はまだ少なく，生息地管理も人手不足の理由から多くの市町村では進んでいない．そのため対策は被害防除に偏る傾向があり，特に電気柵やフェンスを用いた侵入防止柵の設置が多くを占める．

2.3 研究の変遷 獣害は主に山林の植生や林業に大きな影響を及ぼしていることもあり，森林や生態の分野で研究がリードされてきた．その後，農業への被害が拡大してきたことを受け，栽培や普及の現場でも有効な対策に関する研究が進められた．その焦点は「農地（集落）への加害動物の侵入を食い止める」ための研究から，最近は「農作物を収穫するための営農管理」に重点を置いた研究に変わりつつあり，個体数管理のための生息数推定や加害動物を地域活性化の資源として活用するための食肉加工を目的とした研究も行われている．

3．今後の課題 これまでの研究によって，加害動物の侵入を防止するための方法については様々な技術が開発され，現場での導入も進んでいる．また個体数管理や生息地管理も北海道や長野県等で実践，検証が進められている．しかし Fig.3 に示すように，獣害は農村地域における他の問題とも強く関係している．被害の深刻な地域では第 2 段階，第 3 段階まで進んでいるところもあり，エリアマネジメントの観点から総合的に取り組む必要が高まっていると言える．農地への侵入

防止や獣害に強い営農管理は現在の対策として必要不可欠であるが，圃場レベルでの検討からもう少し範囲を広げ，集落や旧村あるいは流域といった社会組織の活動範囲と関連づけた対策の実施が今後は検討される必要がある．そのためには有効に機能する体制や適切な実施プロセスの解明等の社会科学的な研究や，獣害を含めた地域づくりの計画手法の開発が重要と考える．

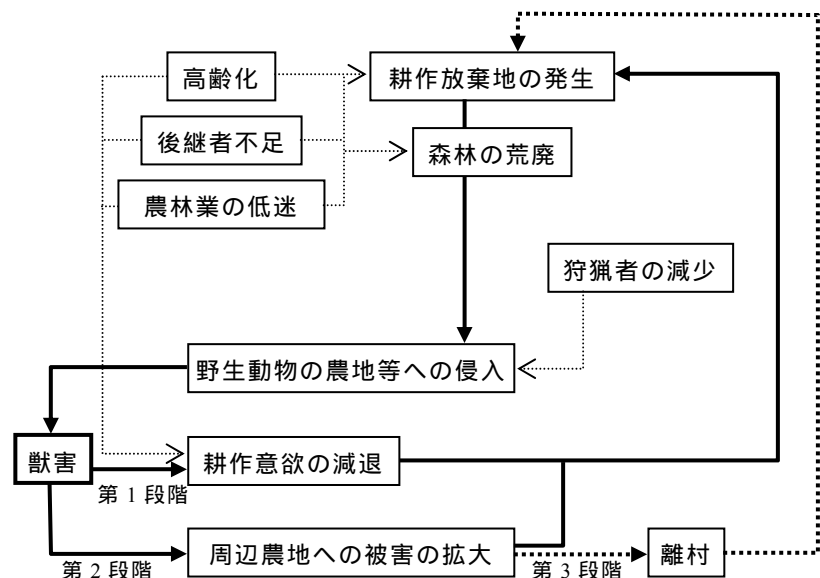


Fig.3 被害地域における獣害と諸問題の関係
Connection of the issues in rural area